

障害者総合計画（案）

■ 計画の背景等

策定目的	障害のある方の地域生活に関する施策の総合的な推進と，市民全体が障害の有無によってわけ隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため
計画期間	平成30年度から平成35年度までの6箇年 （第5期障害福祉計画，第1期障害児福祉計画部分については平成30年度から平成32年度までの3箇年）
計画の特徴	障害のある方の地域生活に関わる分野全般についての市の施策について定めるとともに，法に基づく障害福祉サービス等については，平成32年度までの見込み量と提供体制の確保のための方策を記載
対象	全ての市民 ※障害のある方に限定しない。

■ 計画の体系

計画の位置づけ	<p>各法に基づく以下の3つの計画を一体として策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者計画（障害者基本法第11条第3項） 市の障害者のための施策全般に関する基本的な計画（計画期間：6年） ○ 第5期障害福祉計画（障害者総合支援法第88条第1項） 市の障害福祉サービス，相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（計画期間：3年） ○ 第1期障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20第1項） 市の障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画（計画期間：3年）
基本目標 ・ 基本的考え方等	<p>調布市における「障害者権利条約」の理念の実現</p> <p>この計画は，「障害者権利条約」が日本で批准されてから初めての「調布市障害者総合計画」の全面改訂となり，調布市において，障害のある全ての人に対して，同条約の掲げる「あらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有」と，「障害者の固有の尊厳の尊重」の実現を目指していくことが必要。</p> <p><障害者施策推進の基本的考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一人ひとりのニーズに応じた生涯にわたる切れ目のない支援 2 障害による差別や排除のない共生社会の実現 3 市民全体への関心の広がりや協働による取組 4 総合的・包括的な視点からの施策展開

重点施策	<p>以下の施策体系のもと，各分野基本的方向性と具体的な事業計画を記載している。</p> <p>1 障害のある方と家族への地域生活の支援</p> <p>(1) 相談支援</p> <p>(2) 健康づくり・医療的な支援</p> <p>(3) 移動の支援</p> <p>(4) 経済的な支援</p> <p>(5) 権利の擁護</p> <p>(6) 障害福祉サービスによる生活支援</p> <p>(6-2) 福祉人材の育成・確保</p> <p>(6-3) 医療的ケアが必要な方への支援</p> <p>2 ライフステージに応じた生涯にわたる切れ目のない支援</p> <p><乳幼児期・学齢期></p> <p>(1) 発達相談・早期療育のための支援</p> <p>(2) 子育て施策における支援</p> <p>(3) 教育における支援</p> <p>(4) 放課後等の活動の支援</p> <p><成人期・高齢期></p> <p>(5) 働くこと・日中活動の支援</p> <p>(6) 余暇・学習活動の支援</p> <p>(7) 住まいの確保の支援</p> <p>(8) 高齢期の支援</p> <p>3 安心して住み続けられる地域の環境づくり</p> <p>(1) 障害理解と交流</p> <p>(2) バリアフリーのまちづくり</p> <p>(3) 情報提供</p> <p>(4) 地域ネットワークづくり</p> <p>(5) 災害時の支援</p> <p>(6) 当事者の参画</p>
その他の計画の特性	<p>計画策定にあたって，「市民福祉ニーズ調査」，「関係機関ヒアリング・アンケート調査」の実施，「調布市障害者地域自立支援協議会からの意見具申」，「団体からの意見提出」を受け，障害のある方の地域生活における実態とニーズを把握</p> <p>計画書の全ページに音声コードを添付</p>
計画の進行管理	<p>調布市障害者地域自立支援協議会において，計画の進行管理や推進等を行う。</p>